

「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22073	用語の定義	耐火性能	建築基準法においては、火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する火災」等を想定した規定が設けられている。 <i>どこの火？</i> <i>通常の火災 < 中の火 < 外の火</i> <i>試験中は当然、3ついて</i> <i>石炭火に1つ場合じゃない！</i>	「令107条」に「耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)が規定されており、「①」条件」、「②」条件」については「通常の火災」を、「③」条件」については「屋内において発生する通常の火災」を想定した規定が設けられている(「準耐火性能」(令107条の2)と同じ)。また、「令108条」に「防火性能」について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)が規定されており、いずれも「建築物の周囲において発生する火災」を想定した規定が設けられている。問題文は正しい。 <i>中の火・外の火</i> <i>耐火性能</i> <i>準耐火性能</i> <i>防火性能</i> <i>①②③</i> <i>①②③</i> <i>①②③</i> <i>①②③</i>	○
21063	用語の定義	耐火性能	火災により建築物が倒壊するという被害を抑止するために、建築基準法において、建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能を求めている。 <i>耐火性能 ①非損傷性</i>	「令107条」に「耐火構造」に要求される耐火性能について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「①」非損傷性」についての記述であるため、「令107条第一号」をチェックすると、「建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能」であることがわかる。(この問題は、コード「19021」の類似問題です。) <i>法2条第7号... 倒壊及び延焼を防止</i> <i>7号の2... 延焼の抑制</i>	○
03063	用語の定義	耐火性能	耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。 <i>どこの火？</i> <i>どの部分？</i> <i>どんな性能？</i>	「令107条」に「耐火構造」に要求される耐火性能について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「①」非損傷性」の記述であり、「耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと」とわかる。(この問題は、コード「26091」の類似問題です。) <i>→ 通常の火災(中の火・外の火)</i> <i>→ ①非損傷性</i> <i>→ 毎回イメージを立ち上げるとこの視点で問題がとける。</i> <i>(数値は後)</i>	○
23061	用語の定義	耐火性能	地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。ただし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。 <i>耐火性能は、①の性質(21063)で確認する</i> <i>→ ①かつ② → ①②③ → ①②③ → ①②③</i> <i>→ 出題者は間違いない。</i>	「令107条」に「耐火構造」に要求される耐火性能について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「非損傷性」と「遮熱性」についての記述であるため、「一号」の「非損傷性」をチェックすると、そこにある表より「地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと」とわかる。また「二号」の「遮熱性」をチェックすると、「耐火構造の耐力壁には、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと」とわかる。 <i>問題文に三号「遮炎性」が不足している？</i>	○
20025	用語の定義	準耐火性能	屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐火構造及び準耐火構造の耐力壁である外壁は、いずれも同じ時間、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。 <i>どこの火？</i> <i>どの部分？</i> <i>どんな性能？</i>	「令107条」に「耐火構造」に要求される耐火性能、「令107条の2」に「準耐火構造」に要求される準耐火性能について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「③」遮炎性」についての記述であるため、「令107条第三号」(令107条の2第三号)をそれぞれチェックすると、耐力壁である外壁において、「耐火性能では1時間」「準耐火性能では45分」の「遮炎性」が要求されるとわかる。問題文には「いずれも同じ時間」とあるため、誤り。 <i>「これに必要する時間」は50</i>	×
19024	用語の定義	準耐火性能	「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。 <i>どこの火？</i> <i>どの部分？</i> <i>どんな性能？</i>	「令107条の2」に「準耐火構造」に要求される準耐火性能について載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、「②」遮熱性」(二号)、「③」遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①」非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと」、「②」遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと」、「③」遮炎性」とは「建物内部で火災が起きた際、建物の外に火炎をださないこと」をいう。問題文は「遮炎性」についての記述であるため、「三号」をチェックすると、そのカッコ書きより、「屋根の準耐火性能としては、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが必要」とわかる。問題文は誤り。 <i>試験中</i> <i>各文読解 NG</i>	×

→ 外の火 X 中の火
→ 屋根
→ 遮炎性 X 30分
2つのXがある。

「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
06072	用語の定義	耐火性能、準耐火性能	耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「法2条第七号」より、「耐火構造の耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能(加熱終了後も倒壊を防止)」とわかる。一方、「法2条第七号の二」より、「準耐火構造の準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とわかる。問題文の「準耐火構造」については「加熱終了後」当該性能は求められていない。よって誤り。(この問題は、コード「25064」の類似問題です。)	×
03094	用語の定義	準耐火構造	主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角を、1/150以内となるようにした。	「令109条の2の2」に「主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角」について載っており、「法第2条第九号の三」に該当する建築物(通称:イ準耐火)の地上部分の層間変形角は、1/150以内でなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「20024」の類似問題です。)	○
04061	用語の定義	防火性能	非耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋内面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、外壁の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。	○
23064	用語の定義	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文には、「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが、防火性能は、「屋内の火災」を対象としていない。	×
06073	用語の定義	防火性能	防火構造として、建築物の軒裏の構造は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、軒裏の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。(この問題は、コード「28083」の類似問題です。)	○
06074	用語の定義	準防火性能	準防火性能に関する技術的基準に適合する構造として、建築物の耐力壁以外の外壁の構造は、外壁に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。	「令109条の10」に「準防火性能に関する基準」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)に規定されている。その「二号」より、「外壁(耐力壁・非耐力壁とも)は、建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。」とわかる。	○
07011	用語の定義	準防火性能	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	「法23条」に「外壁」について載っており、その条文中「カッコ書」より「準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。」とわかる。(この問題は、コード「27013」「01011」の類似問題です。)	○
23063	用語の定義	防火設備	耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。	「耐火・準耐火建築物において、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備」に関しては「法2条第九号の二」に規定されており、その「遮炎性能」については、「令109条の2」に載っている。これにより、「耐火・準耐火建築物として、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。	○
30013	用語の定義	防火設備	「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。	「法2条第九号の二」に「令109条の2」より、「遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないよう防火設備(開口部)に必要とされる性能」とわかる。問題文は「外壁に必要とされる性能」とあるため誤り。	×

各文に書かれている
建築常識
レベル。

人か逃げるとき時間足り。

構造耐力のこともではない。
特に木造。ボンドが割れて、火災が起きた時、性能と説明している。

3点
マ7.

RPXで33
レベル。

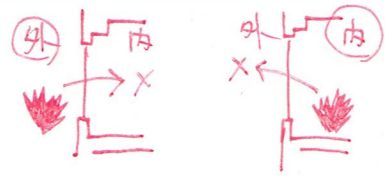
※数値は後。すぐ表示はない。(数値が合えばOK)見えちやう。

三号なし。

令108
とは遮炎性能。

22条区域の「外壁」は要求。(ビ2と来れる)

外→中、中→外、中→中。



「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01091	用語の定義	準不燃材料	建築物の外部の仕上に用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。	「令1条第五号」、「令108条の2」より、「準不燃材料として、建築物の外部の仕上に用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない性能が要求される。」とわかる。問題文には「避難上有害な煙又はガスを発生しないもの」とあるが、この性能は、外部の仕上に用いる場合は要求されないため誤り。(この問題は、コード「24093」の類似問題です。)	×
25062	用語の定義	不燃材料、準不燃材料	建築物の外部の仕上に用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上に用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。また、「令1条第五号」、「令108条の2」より、準不燃材料にも同様に、加熱開始後10分間、所定の不燃性能が要求される。よって問題文は正しい。	○
20073	用語の定義	不燃材料	不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上に用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、①.燃焼しないものであること、②.防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること、③.避難上有害な煙又はガスを発生しないこと、が求められる。ただし、建築物の外部の仕上に用いるものにあつては①、②に限られる。問題文には「建築物の外部の仕上に用いるものを除き」とあるため、③についても求められる。問題文は正しい。	○
20072	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」について載っており、「耐火建築物」=「主要構造部のうち特定主要構造部が耐火構造(又は、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。	○
02013	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物における外壁以外の特定主要構造部にあっては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」について載っており、「耐火建築物における外壁以外の特定主要構造部にあっては、「耐火構造」又は「屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。」とわかる。問題文は「建築物の周囲において発生する通常の火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「18015」「27011」の類似問題です。)	×
29091	用語の定義	準耐火建築物	主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。	「法2条第九号の三」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造(イ準耐火)としなくても、主要構造部である柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するもの(不燃口準耐火)とすることができる。」とわかる。	○
25061	計画/建築計画	木材	被覆型(メンブレン型)木質系耐火部材とは、柱や梁等の木材の周りに、無機質系建材等を耐火被覆として用いたものである。	耐火構造となりえる「木質系耐火部材」の代表的な構造方法として、①.柱や梁等の木材の周りに、燃え止まり層と呼ばれる耐火被覆材を設け、その外側に燃え代層を張り付けた「燃え止まり型」、②.柱や梁等の木材の中心に鋼材が埋め込まれた「木質ハイブリッド型」、③.柱や梁等の木材の周りに、無機質系建材等を耐火被覆として用いた「被覆型(メンブレン型)」がある。	×
29063	耐火性能検証法・防火区画検証法	耐火性能検証法	耐火性能検証法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に特定主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等を確かめる方法である。	「令108条の4第一号」より、「耐火性能検証法は、「屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、特定主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」、「周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」等を確かめる方法」とわかる。(この問題は、コード「25091」の類似問題です。)	○
03061	耐火性能検証法・防火区画検証法	防火区画検証法	防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火災を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。	「令108条の4第5項」より、「防火区画検証法とは、開口部に設けられる防火設備(開口部設備という。)の屋内において発生が予測される火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。」とわかる。問題文には「屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「25092」「29064」の類似問題です。)	×

検証法 ① 耐火構造が要求される規定
② 耐火構造と同等のコンクリート規定
↓
耐火構造とみなして適用 (適用除外)
ではない

「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22102	別表1	特殊建築物	特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関して、不特定多数の者が利用する博物館と飲食店は、同一の要件が適用される。	「別表1」「令115条の3」より「博物館」は、(イ)欄(三)項用途、「飲食店」は(イ)欄(四)項用途とわかる。「法27条1項2号」より、(ハ)欄の要件が異なり、「博物館」は、「2,000㎡以上」、「飲食店」は、「2階の部分に限り、500㎡以上」の場合、規定に該当する。また、「法27条1項3号」より、「飲食店」は、「3,000㎡以上」である場合、規定に該当する。よって、問題文の「博物館」と「飲食店」は、それぞれ別の要件が適用されるため誤り。	×
02271	別表1	旅館	延べ面積150㎡、高さ15m、地上3階建ての「一戸建ての住宅(耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物)」を「旅館」に用途変更しようとする場合、有効かつ速やかに火災の発生を感知して報知できるものとする技術的基準に従って警報設備を設置すれば、特定主要構造部を耐火構造とする必要はない。	「別表1」より「旅館」は、(イ)欄(二)項用途とわかる。「法27条」に「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」について載っており、その「第一号」より、(イ)欄(二)項用途の建物の場合、階数が3で延べ面積が200㎡未満のものうち、政令(令110条の4)で定める用途で、政令(令110条の5)で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものは適用除外となる。」とわかる。問題文の建築物は、「令110条の4」「令110条の5」いずれにも該当するため、特定主要構造部を耐火構造とする必要はない。	○
29183	別表1	倉庫	準防火地域内においては、延べ面積900㎡、地上3階建ての建築物(各階の床面積300㎡)で、3階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。	「別表1」より「倉庫」は(イ)欄(五)項特建であり、「法27条2項」より、「3階以上の部分の床面積の合計が(ハ)欄条件(200㎡以上)に該当する場合、耐火建築物としなければならない。」とわかる。問題文の倉庫は、「3階の床面積が300㎡」のため、耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「18125」の類似問題です。)	○
25181	別表1	自動車修理工場	延べ面積200㎡、平屋建ての自動車修理工場を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。	「別表1」より「自動車修理工場」は(イ)欄(六)項特建であり、「法27条2項1号」より、(ろ)欄条件には該当せず、(ハ)欄条件はない。ゆえに耐火義務は生じないとわかる。次に「法27条3項1号」より、(ニ)欄条件をチェックすると「床面積150㎡以上」に該当するため、問題文の「自動車修理工場」は、耐火建築物又は所定の準耐火建築物としなければならない。	×
05064	別表1	特定避難時間	延べ面積600㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(耐火建築物以外のもの)は、その特定主要構造部に通常の火災による火熱が所定の特定避難時間(屋根及び階段は30分間)加えられた場合に、当該部分が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「法27条1項」「令110条」より、所定の特殊建築物の主要構造部は、①所定の特定避難時間の性能を満たすもの(令110条第一号)、又は、②耐火建築物の特定主要構造部の性能を満たすもの(令110条第二号)としなければならない。問題文の「地上3階建ての物品販売業を営む店舗で、耐火建築物以外のもの(=①)」の主要構造部は、その「第一号イ」より、「通常の火災による火熱が所定の特定避難時間(屋根及び階段は30分間)加えられた場合に、当該部分が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。」とわかる。よって正しい。	○
27201	別表1	木三共・木三学	準防火地域内において、地階を除く階数が3である延べ面積1,500㎡の共同住宅を新築する場合、耐火建築物としないことができる。	「別表1」より「共同住宅」は、(イ)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その特定主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の特定主要構造部は、耐火構造等だけでなく、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三共)。よって、耐火建築物となくともよい。次に「防火地域制限」について判定する。「法61条」「令136条の2」より「地上4階建以上、または1,500㎡を超える。」に該当しないため「準防火地域制限による耐火義務は生じない。」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「22103」の類似問題です。)	○
05063	別表1	木三共・木三学	防火地域及び準防火地域以外の区域内において、延べ面積2,000㎡、地上3階建ての図書館を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。	「別表1」「令115条の3(類似特建)」より、「図書館」は、(イ)欄(三)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その特定主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第四号」より、地上3階建ての図書館(学校のほか(イ)欄(三)項に該当する特殊建築物)の特定主要構造部は、耐火構造等だけでなく、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三学)。よって、耐火建築物以外の建築物とすることができるため誤り。	×
23071	敷地・構造・設備	大規模建築物の主要構造部制限	延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、所定の基準に適合するものは、主要構造部に木材を用いることができる。	「法21条」に「大規模建築物の主要構造部制限」について載っており、その「2項」に「延べ面積が3,000㎡を超える建築物(その主要構造部を木造等にしたものに限る。)」は、原則として耐火建築物で要求される特定主要構造部の基準(=耐火構造)に適合するものとしなければならない。」とある。よって、主要構造部が「令109条の7」に該当すれば、木材を使用することは可能である。	○

「出題者が何を問っているのか」出題者と対話
 頭の中の法体系(構成)を考へる。
 耐火・防火 → マッパを制作可能な項目。
 法規科目の攻略法
 のヒント。

二号 → 令109条の5
 (一)号 通年火災終了時間
 (二)号 耐火グレンツ
 告示の内容を理解して
 問われる。